

道路ネットワーク事業

6月補正予算額 22,274,940千円
 (当初予算とあわせ 69,010,692千円)
 (R2当初 67,077,122千円)
 (債務負担行為 5,306,000千円)

事業の目的・概要

県民生活の利便性向上を図り、道路交通の安全・安心を確保するとともに、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、多様な交流・連携を支える道路ネットワークの整備を強力に進めます。

令和3年度は、北千葉道路をはじめ、銚子連絡道路や長生グリーンラインなどのアクセス道路や地域に密着した道路整備を引き続き進めます。

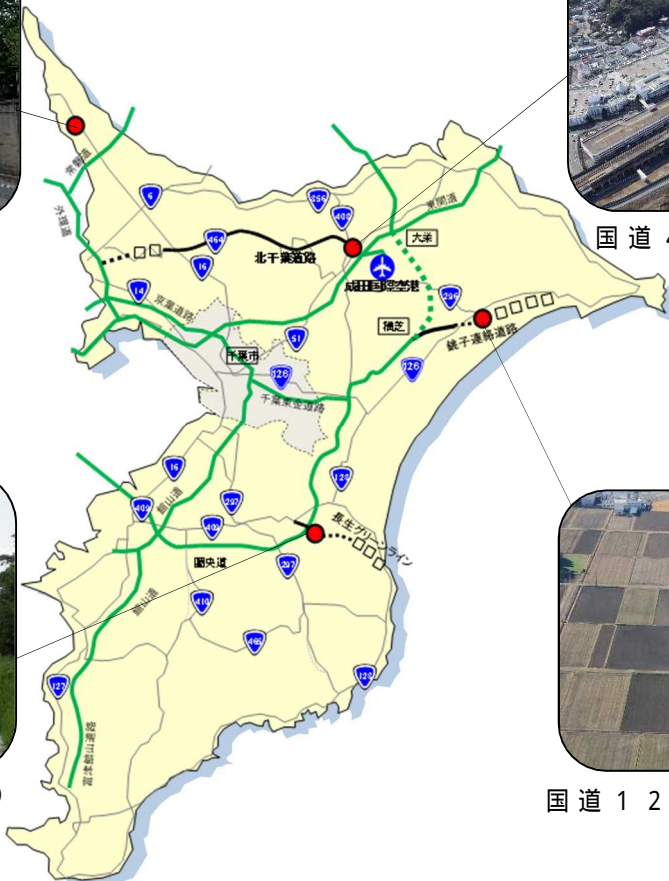
県内の主要な道路事業



東武野田線（連続立体交差事業）



国道464号（北千葉道路）



国道409号（長生グリーンライン）



国道126号（銚子連絡道路）

担当課・問い合わせ先

県土整備部道路計画課	043-223-3287
県土整備部道路整備課	043-223-3171
県土整備部道路環境課	043-223-3140

港湾事業

6月補正予算額 1,778,200千円
(当初予算とあわせ 5,134,859千円)
(R2当初 4,122,433千円)
(債務負担行為 255,000千円)

1 事業の目的・概要

物流拠点としての港湾機能を強化するため、千葉港千葉中央地区埠頭の再編整備に着手します。また、銚子市沖における洋上風力発電施設の受入れのため、風車建設後のメンテナンス港として利用される名洗港の改修を行うとともに、大型バスが安全に走行できるよう、館山港多目的栈橋の改良工事を行います。

2 主な事業内容

(1) 千葉港千葉中央地区埠頭再編事業【新規】 140,200千円

平成30年11月に改訂した千葉港港湾計画に基づき、千葉港貨物ヤードの狭隘化等を解消するために、国と協力して千葉港の埠頭再編に係る整備を行います。

(2) 名洗港整備事業 485,000千円(当初予算とあわせ 635,000千円)

銚子市沖が「再エネ海域利用法」に基づく洋上風力発電の「促進区域」に指定され、令和2年11月から発電事業者の公募が開始されたことから、名洗港をメンテナンス港として利用するために必要な防波堤の整備等を進めます。



(3) 館山港多目的栈橋整備事業 213,000千円

設置から約10年が経過し、歩道部の腐食が進んできたことから、歩道部の改良を行います。また、多目的栈橋を安全・安心して利用できるようにするため、先端部を拡幅し、大型バスの待機場を整備します。



担当課・問い合わせ先
県土整備部港湾課
043-223-3838

千葉港千葉中央地区埠頭再編事業【新規】

6月補正予算額 60,000千円

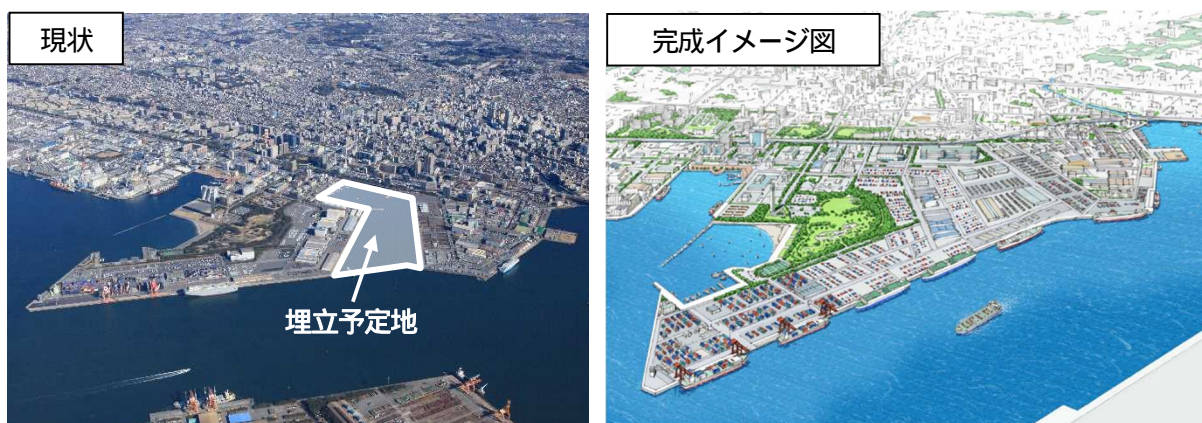
[特別会計港湾整備事業]

1 事業の目的・概要

平成30年11月に改訂した千葉港港湾計画に基づき、千葉港貨物ヤードの狭隘化等を解消するため、約27haの埋立による埠頭の再編整備を行うこととし、第1期埋立(約4ha)を実施します。第1期埋立の完了後は、当該埋立地を暫定活用しながら、第2期以降の埋立に順次着手します。

2 事業内容

コンテナ貨物及び自動車のヤードを拡張するとともに、貨物の種類別にヤードの集約化を進めるため、千葉中央埠頭の臨海部の埋立を行います。令和3年度は、第1期埋立のための詳細設計を実施します。



【上記のほか、一般会計分】

千葉港千葉中央地区埠頭再編事業【新規】 140,200千円

- ・中央埠頭内貿物揚場改修・防波堤新設事業 70,200千円

埋立予定地に係留する官公庁船の移転先となる中央埠頭内貿物揚場の改修工事及び防波堤の新設のための調査・設計を行います。

- ・出洲2号・3号物揚場改修事業 70,000千円

埋立予定地に係留するタグボートの移転先となる出洲物揚場改修のための詳細設計・工事を実施します。

担当課・問い合わせ先

県土整備部港湾課

043-223-3838

ノンステップバス等整備事業補助

6月補正予算額 28,000千円

(R2当初 63,400千円)

1 事業の目的・概要

路線バス車両におけるバリアフリー化を促進するため、複数の市町村にまたがる路線にノンステップバス等を導入する場合、費用の一部を助成します。

2 事業内容

(1) 補助対象者

- ・県内に営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・上記に掲げる者にバス車両を貸与する者

(2) 補助対象経費

ノンステップバス等の車両本体及び車載機器類の設備の導入に要する経費

(3) 補助金額

下記のうちいずれか少ない額(国の補助上限額を限度とする)

- ・補助対象経費×補助率1/4
- ・(補助対象経費 通常車両価格)×1/2



ノンステップバス

担当課・問い合わせ先

総合企画部交通計画課

043-223-2062

福祉タクシー導入促進事業

6月補正予算額 70,000千円

(R2当初 70,000千円)

1 事業の目的・概要

高齢者や障害者など、移動が困難な方々の交通手段の確保充実を図るため、福祉タクシー車両導入に必要な経費を国の補助に上乗せして補助し、県内タクシー事業者の福祉タクシー導入を促進します。

2 事業内容

【補助対象】 福祉タクシー車両購入経費

【上限額】 スロープ車：600千円/台、リフト装着車：800千円/台
(ただし、車両価格の1/3以内)

福祉タクシーとは...?

道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために用いる自動車で、高齢者、障害者等が車いすやその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能な車両等のことをいいます。

【福祉タクシー導入目標数】

国は、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において福祉タクシーの導入目標数を示しており、これに基づいて県は目標数を算出しております。なお、本方針は国において令和2年12月に改正され、目標数が引き上がりました。

	基本方針改正前	基本方針改正後
時期	平成29年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
国の目標	44,000台	90,000台
県の目標	1,360台	2,945台
(参考) 県の現状値	・タクシー総数7,537台(令和2年12月時点) ・うち福祉タクシー1,615台(令和3年3月時点)	



担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉指導課
043-223-2303